

納期限

今月の納期限は1月31日(金)です
 ◇市・県民税(4期)
 ◇国民健康保険税(7期)
 ◇後期高齢者医療保険料(7期)
 ◇介護保険料(1月分)

くらしの相談

◇心配ごと相談
時 毎週水曜日
 13:00~16:00
場 福祉センター3階
問 御坊市社会福祉協議会
 ☎0738-22-5490
 FAX0738-22-9991

◇人権相談
時 毎週月曜日~金曜日
 8:30~17:15
場 和歌山地方法務局御坊支局
問 全国共通人権相談ダイヤル
 ☎0570-003-110
 ※毎週火曜日9時から16時は、
 人権擁護委員が常駐しています。

◇御坊・日高常設法律相談所
時 毎週木曜日
 13:30~16:00
場 財部会館
問 和歌山弁護士会
 ☎073-422-5005
 ※事前予約が必要です。
 ※30分で5,000円程度の相談
 料が必要です。

◇行政相談
時 1月8日(水)
 13:00~15:00
場 福祉センター3階
問 防災対策課
 ☎0738-23-5528
 FAX0738-52-7036

行政相談委員
 おおかわ ひでき
 大川 秀樹 氏
 ☎0738-23-3908
 てらさき すずこ
 寺崎 鈴子 氏
 ☎0738-22-2152

20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったときや、病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

20歳になってから、おおむね2週間以内に、国民年金の加入と保険料のご案内(パンフレット)、基礎年金番号通知書等が送付されます。

※厚生年金または共済組合に加入している方を除きます。

20歳になってから2週間程度経過してもこれらの書類が届かない場合は、国保年金課までお問い合わせください。

●保険料の納付について

定額保険料額(令和6年度)
 月額 16,980円

定額保険料に、付加保険料を上乗せして納めることで、将来、受給する老齢基礎年金

を増やすことができます。

付加保険料の納付は、申出月からの開始となります。

付加保険料の月額 400円

付加年金額(年額)

200円×付加保険料納付月数

国民年金基金に加入している方は、付加保険料を納めることはできません。

●免除・納付猶予制度について

保険料を納めることが難しいときは、「免除・納付猶予制度」や「学生納付特例制度」を利用できる場合があります。

問 国保年金課

☎0738・23・5530
 FAX0738・24・2890

年金相談会のお知らせ

時 1月16日(木)

10時~11時30分
 13時~15時

場 市役所1階会議室101・102
 田辺年金事務所 お客様相談室
 ☎0739・24・0432

※電話予約が必要です。

(相談日の1か月前から予約を受付しています)

問 国保年金課

☎0738・23・5530
 FAX0738・24・2890

後期高齢者医療制度に加入の皆様へ

健康診査は受けられましたか

健康診査は令和7年2月末日まで受けることができます。受診券をお持ちの方で、まだ健康診査を受けていない方は、この機会に是非ご自身の健康状態をチェックしましょう。

●健康診査

対 75歳以上の方、65歳以上75歳未満で一定の障害があり、広域連合の認定を受け

検査項目

問診、計測、診察、脂質、肝機能、尿、腎機能、代謝系

場 受診券と同封している実施医療機関一覧に記載されている医療機関

費 無料

※人間ドックと重複して受診することはできません。

●歯科健康診査

※対象の方には5月末に受診券を送付しています。

対 令和6年3月末で75歳、80歳、85歳の方と90歳以上の方

検査項目

問診、口腔内検査、口腔機能検査

場 受診券と同封している実施医療機関一覧に記載されている医療機関

費 無料

受診券等の紛失やご不明な点があれば、お問い合わせください。

2月中旬に医療費通知を

送付します

被保険者の方が医療を受けた状況を確認できるよう、受診された医療機関等を一覧にした医療費通知を送付しています。

これまで5月と1月の年2回送付していましたが、令和7年2月より年1回送付に変更となります。

変更内容

旧(従来)

・送付時期:5月下旬、1月下旬

・掲載する診療月

5月下旬:前年10月~12月

1月下旬:前年1月~9月

新(令和7年2月送付分)

・送付時期:2月中旬

・掲載する診療月

2月中旬:前年1月~12月

問 県後期高齢者医療広域連合

☎073・428・6688
 FAX073・428・6677